

外国株券の売買単位に関する規則

(平成17. 6. 20実施)

(目 的)

第1条 この規則は、業務規程第15条第1号c、第3号の規定に基づき、外国株券の売買単位に関し、必要な事項を定める。

(平成22. 7. 15変更)

(売買単位)

第2条 外国株券（外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。以下同じ。）の売買単位は、次の各号に定める当該株券の円換算価格（上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の主たる金融商品取引所（組織された店頭市場を含む。以下同じ。）における終値の平均又は気配相場の平均を上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値（これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度指定する外国為替相場）により円換算した価格（外国の金融商品取引所における終値又は気配相場がない外国株券については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われた株券の公募（一般募集による新株の発行をいう。）又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格）をいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、当該株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位によることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 500円未満の場合 | 1,000株単位 |
| (2) 500円以上1,000円未満の場合 | 500株単位 |
| (3) 1,000円以上5,000円未満の場合 | 100株単位 |
| (4) 5,000円以上1万円未満の場合 | 50株単位 |
| (5) 1万円以上10万円未満の場合 | 10株単位 |
| (6) 10万円以上の場合 | 1株単位 |

2 外国投資信託受益証券及び外国投資証券（以下「外国投資信託受益証券等」という。）の売買単位は、円換算価格が5,000円未満の銘柄は10口（投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1証券を1口とする。以下同じ。）単位とし、それ以外の銘柄は1口単位とする。ただし、当該外国投資信託受益証券等の発行者の本国における法制度等から、これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。

(平成19. 9. 30、22. 7. 15変更)

(売買単位の変更)

第3条 上場銘柄が外国株券である場合において、当取引所の市場における最近1年間の終値（最終値段（呼値に関する規則第13条及び同第14条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。）をいい、その日に約定値段（呼値に関する規則第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条第1項第2号の規定により定められた基準値段をいう。）の平均（以下「終値平均」という。）が、次の各号に定める場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の株式の分布状況又は当該銘柄の株券の発行者の本国におけ

る会社制度等から、当該各号に定める単位に変更することが適当でないとき当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位以外の単位に変更し、又は据え置くものとする。

- (1) 売買単位を500株とする銘柄（以下「500株単位銘柄」という。）、売買単位を100株とする銘柄（以下「100株単位銘柄」という。）、売買単位を50株とする銘柄（以下「50株単位銘柄」という。）、売買単位を10株とする銘柄（以下「10株単位銘柄」という。）又は売買単位を1株とする銘柄（以下「1株単位銘柄」という。）の終値平均が200円未満の場合 1,000株単位
 - (2) 売買単位を1,000株とする銘柄（以下「1,000株単位銘柄」という。）の終値平均が500円以上1,000円未満の場合又は100株単位銘柄、50株単位銘柄、10株単位銘柄若しくは1株単位銘柄の終値平均が200円以上500円未満の場合 500株単位
 - (3) 1,000株単位銘柄若しくは500株単位銘柄の終値平均が1,000円以上5,000円未満の場合又は50株単位銘柄、10株単位銘柄若しくは1株単位銘柄の終値平均が500円以上1,000円未満の場合 100株単位
 - (4) 1,000株単位銘柄、500株単位銘柄若しくは100株単位銘柄の終値平均が5,000円以上1万円未満の場合又は10株単位銘柄若しくは1株単位銘柄の終値平均が1,000円以上5,000円未満の場合 50株単位
 - (5) 1,000株単位銘柄、500株単位銘柄、100株単位銘柄若しくは50株単位銘柄の終値平均が1万円以上5万円未満の場合又は1株単位銘柄の終値平均が5,000円以上8万円未満の場合 10株単位
 - (6) 1,000株単位銘柄、500株単位銘柄、100株単位銘柄、50株単位銘柄又は10株単位銘柄の終値平均が10万円以上の場合 1株単位
- 2 上場銘柄が外国投資信託受益証券等である場合において、終値平均が次の各号に定める場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の流通状況又は当該銘柄の発行者の本国における法制度等から、当該各号に定める単位に変更することが適当でないとき当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を据え置くものとする。

- (1) 売買単位を1口とする銘柄の終値平均が1,000円未満の場合 10口単位
- (2) 売買単位を10口とする銘柄の終値平均が5,000円以上の場合 1口単位

- 3 前項の規定にかかわらず、上場後2か年以上経過していない銘柄又は直前2か年以内に売買単位の変更が行われている銘柄については、売買単位の変更を行わない。

（平成22.1.4、22.7.15変更）

（売買単位の変更の時期）

第4条 前条第1項の規定による売買単位の変更は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 変更後の売買単位が従前の売買単位を下回る場合
毎年5月（終値平均の算定期間（以下「算定期間」という。）は前年4月から3月まで）及び11月（算定期間は前年10月から9月まで）
- (2) 変更後の売買単位が従前の売買単位を上回る場合
毎年8月（算定期間は前年4月から3月まで）及び2月（算定期間は前々年10月から前年9月まで）

（株式の併合等に伴う売買単位の変更）

第5条 前2条の規定にかかわらず、株式の併合若しくは分割が行われる場合、権利落となる場合又は合併等が行われる場合において、当取引所が必要と認めるときは、当該併合若しくは分割後、権利落後又は合併後の予想価格等を基準として、当取引所が適当と認める日から、売買単位の変更を行う。

（新株及び新株予約権証券の売買単位）

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、新株及び新株予約権証券の売買単位は、旧株の売買単位と同一にする。

(平成18.5.1変更)

付 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定の施行日前に上場した新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の第6条の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月15日から施行する。

(変更)

[平成18.5.1、19.9.30、22.1.4、22.7.15]